

別表第2（瀬戸内海（大阪湾を除く。））

項番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量			備考
		(単位 1 リットルにつきミリグラム)			
		(1)	(2)	(3)	
2	畜産農業	70	70	60	
3	天然ガス鉱業	60	60	60	
4	非金属鉱業	20	20	20	
5	肉製品製造業	40	40	30	
6	乳製品製造業	30	30	20	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあつては、第3欄(3)の値は、30とする。
7	畜産食料品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	40	40	30	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	40	40	30	
9	寒天製造業	80	80	80	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	30	30	20	
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	20	
12	冷凍水産物製造業	30	30	20	
13	冷凍水産食品製造業	40	40	30	
14	水産食料品製造業（8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	40	40	30	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	50	40	30	
16	野菜漬物製造業	40	40	30	
17	味そ製造業	70	70	30	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	70	70	40	
19	うまみ調味料製造業	20	20	20	
20	ソース製造業	30	30	30	
21	食酢製造業	40	40	30	
22	砂糖精製業	40	40	30	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	50	50	30	
24	小麦粉製造業	30	30	30	
25	パン製造業	50	30	20	
26	生菓子製造業	40	40	30	
27	ビスケット類・干菓子製造業	40	40	30	
28	米菓製造業	40	40	40	
29	パン・菓子製造業（25の項から前項までに掲げるものを除く。）	40	40	30	
30	植物油脂製造業	40	40	30	
31	動物油脂製造業	40	40	30	
32	食用油脂加工業	40	40	30	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	110	100	90	
34	穀類でんぷん製造業	60	50	40	
35	めん類製造業	50	30	30	
37	豆腐・油揚げ製造業	40	30	30	
38	あん類製造業	60	60	40	
39	冷凍調理食品製造業	30	20	20	
40	そう（物）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	30	30	30	

41	清涼飲料製造業	(1) 日平均排水量が 500m <sup>3</sup> 未満の事業場	40	20	20	
		(2) 日平均排水量が 500m <sup>3</sup> 以上の事業場	30			
42	果実酒製造業		30	30	30	
43	ビール製造業		30	30	30	
44	清酒製造業	(1) 昭和49年4月1日 以後に特定事業場にな ったもの(特定施設 の設置の工事をして いるものを含む。)	30	30	30	
		(2) その他のもの	50	40		
45	蒸留酒・混成酒製造業		40	30	20	
46	インスタントコーヒー製造業		30	20	20	
47	配合飼料製造業		20	20	20	
48	単体飼料製造業		20	20	20	
49	有機質肥料製造業		30	20	20	
50	たばこ製造業		30	20	20	
51	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）		30	30	30	
55	繊維工業（51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係 るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの		80	80	70	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの		90	90	90	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シル ケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処 理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含 む。）に係るもの		40	40	30	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理 工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）		80	80	80	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処 理工程を含む。）に係るもの		90	90	90	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程 （染色整理工程付帯加工処理工程を含 む。）に係るもの	(1) 日平均排水量が 500m <sup>3</sup> 未満の事業場	80	50	50	
		(2) 日平均排水量が 500m <sup>3</sup> 以上の事業場	70			
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加 工処理工程を含む。）に係るもの		50	50	50	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理 工程を含む。）に係るもの		90	90	80	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの		70	70	60	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの		40	40	40	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るも の		40	40	40	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの		40	40	40	
68	繊維工業（55の項から前項までに掲げるものを除く。）		30	30	30	
69	一般製材業又は木材チップ製造業		40	40	40	
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製 造業		30	30	30	接着機洗浄水を循環するものに あっては、第3欄の値は、それぞれ 同欄の順序に従い、10、10、10と する。

75	木材薬品処理業	20	20	20	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	70	70	60	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	60	60	60	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナ－グランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	50	50	50	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	140	130	120	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	80	80	80	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	60	50	40	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	70	70	60	精選工程においてドラム型洗淨機を使用しているものにあつては、第3欄の値はそれぞれ同欄の順序に従い、80、70、60とする。
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	60	60	50	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	90	90	80	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	100	100	70	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナ－グランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナ－グランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	60	40	40	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	30	20	20	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	50	40	40	
89	機械すき和紙製造業	60	60	60	パルプ製造工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、60とする。
90	手すき和紙製造業	90	90	80	
91	塗工紙製造業	20	20	20	
92	段ボール製造業	40	40	40	
93	重包装紙袋製造業	70	70	70	
94	セロファン製造業	40	40	40	
95	乾式法による繊維板製造業	40	40	40	
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	80	80	60	

97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（76 の項から前項までに掲げるものを除く。）	30	30	30		
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	50	50	50		
101	製版業	50	50	50		
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	30	30	30		
103	複合肥料製造業	30	30	30		
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）	30	30	30		
105	ソーダ工業	20	20	20		
106	電炉工業	20	20	20		
107	無機顔料製造業	20	20	20	黄鉛製造工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50 とする。	
108	無機化学工業製品製造業（105 の項から前項までに掲げるものを除く。）	(1) 日平均排水量が 10,000m <sup>3</sup> 未満の事業場	30	20	20	(1) 硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄（顔料を除く。）製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、60 とする。 (2) 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50 とする。
		(2) 日平均排水量が 10,000m <sup>3</sup> 以上の事業場	20			
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	60	60	40	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第3欄の値はそれぞれ同欄の順序に従い、210、210、190 とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、第3欄の値はそれぞれ同欄の順序に従い、100、80、80 とする。 (3) エピクロルヒドリン製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130 とする。	
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	50	50	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては、第3欄の値はそれぞれ同欄の順序に従い、190、190、180 とする。	
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	30	20	20	メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70 とする。	

112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	40	40	40	(1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50 とする。 (2) クロロプレンゴム製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130、130 とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	50	50	50	(1) 有機ゴム薬品製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、270、260、260 とする。 (2) 有機農薬原体製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160 とする。
114	石油化学系基礎製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。）	60	40	40	
115	脂肪族系中間物製造業	60	60	50	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第3欄の値はそれぞれ同欄の順序に従い、210、210、190 とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、第3欄の値はそれぞれ同欄の順序に従い、100、80、80 とする。 (3) エピクロルヒドリン製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130 とする。
116	メタン誘導品製造業	30	30	20	
117	発酵工業	120	110	110	
118	コールタール製品製造業	120	120	120	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	50	50	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては、第3欄の値はそれぞれ同欄の順序に従い、190、190、190 とする。
120	プラスチック製造業	30	30	20	(1) メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、5050 とする。 (2) 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50 とする。

121	合成ゴム製造業		40	40	40	(1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあつては、第3欄の値はそれぞれ同欄の順序に従い、70、70、70 とする。 (2) クロロプレンゴム製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130、130 とする。
122	有機化学工業製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。）	(1) 日平均排水量が10,000m <sup>3</sup> 未満の事業場	70	50	50	(1) 有機ゴム薬品製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、280、270、270 とする。 (2) 有機農薬原体製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160 とする。
		(2) 日平均排水量が10,000m <sup>3</sup> 以上の事業場	50			
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの		50	30	20	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの		30	30	30	
125	合成繊維製造業		30	20	20	アクリル系繊維製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、40、30 とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業		40	40	30	
127	石けん・合成洗剤製造業		20	10	10	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）		40	40	40	
129	塗料製造業		40	40	40	
130	印刷インキ製造業		40	40	30	
131	医薬品原薬・製剤製造業		70	70	60	平成8年9月1日前的特定施設に係る量にあつては、第3欄(3)の値は、70 とする。
132	医薬品製剤製造業		30	30	30	
133	生物学的製剤製造業		30	30	30	
134	生薬・漢方製剤製造業		20	20	20	
135	動物用医薬品製造業		60	60	50	
136	火薬類製造業		20	20	20	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50 とする。
137	農薬製造業		30	30	20	
138	合成香料製造業		120	110	110	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）		30	30	20	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調製品製造業		30	30	20	
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）		20	20	20	
143	写真感光材料製造業		10	10	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業		40	40	40	
145	イオン交換樹脂製造業		170	170	130	
146	化学工業（102の項から前項までに掲げるものを除く。）		40	40	40	

147	石油精製業	20	20	20	潤滑油製造工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	30	硫酸洗浄工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40、40とする。
149	コークス製造業	180	180	90	
150	石油コークス製造業	70	70	50	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	20	10	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	60	40	40	
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	20	20	
154	なめしかわ製造業	100	100	100	
155	毛皮製造業	60	60	60	
156	板ガラス製造業	10	10	10	
157	板ガラス加工業	10	10	10	
158	ガラス製加工素材製造業	10	10	10	
159	ガラス容器製造業	10	10	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	10	10	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	10	10	10	
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	50	50	50	
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	30	
164	ガラス・同製品製造業（156の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	10	
165	生コンクリート製造業	10	10	10	
166	コンクリート製品製造業	15	10	10	
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	10	10	
168	黒鉛電極製造業	20	20	20	
169	砕石製造業	20	20	20	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	20	20	20	
172	うわ薬製造業	20	20	20	
173	高炉による製鉄業	20	20	10	コークス炉を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30、30とする。
175	フェロアロイ製造業	20	20	20	
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	10	10	10	
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	20	20	20	
179	熱間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。）	20	20	20	
180	冷間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。）	20	20	20	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	20	20	20	
182	鋼管製造業	20	20	20	
183	伸鉄業	10	10	10	
184	磨棒鋼製造業	10	10	10	
185	引抜鋼管製造業	15	10	10	
186	伸線業	15	10	10	
187	ブリキ製造業	20	20	20	
188	亜鉛鉄板製造業	20	20	20	

189	めっき鋼管製造業		20	20	20	
190	めっき鉄鋼線製造業		20	20	20	
191	表面処理鋼材製造業（187の項から前項までに掲げるものを除く。）		15	10	10	
192	鍛鋼製造業		15	10	10	
193	鍛工品製造業		15	10	10	
194	鋳鋼製造業		15	10	10	
195	銑鉄鋳物製造業（次項及び197の項に掲げるものを除く。）		15	10	10	
196	鋳鉄管製造業		15	10	10	
197	可鍛鋳鉄製造業		10	10	10	
198	鉄粉製造業		10	10	10	
199	鉄鋼業（173の項から前項までに掲げるものを除く。）		10	10	10	
200	非鉄金属製造業		15	10	10	
201	電気めっき業		50	40	40	
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	(1) 日平均排水量が 1,000m <sup>3</sup> 未満の事業場	20	20	10	
		(2) 日平均排水量が 1,000m <sup>3</sup> 以上の事業場	15	10		
203	一般機械器具製造業		15	10	10	
204	プリント回路製造業		20	20	20	
205	電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む）		15	10	10	
206	輸送用機械器具製造業		15	10	10	
207	精密機械器具製造業		15	10	10	
208	ガス製造工場		20	20	20	
209	下水道業	(1) 八家川に排出するもの及び姫路市網干区地先海域に排出するもの	60	30	30	標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものにあつては、第3欄の値はそれぞれ同欄の順次に従い、30、20、20とする。
		(2) その他のもの	40			
210	空瓶卸売業		30	20	20	
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。）		30	30	20	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業		50	40	30	
213	飲食店		50	40	30	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順次に従い、30、30、30とする。
214	宿泊業		50	40	30	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順次に従い、30、30、30とする。
215	リネンサプライ業		50	40	30	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）		40	40	30	
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）		60	60	60	
219	自動車整備業		20	20	20	



220	病院	40	30	30	平成 18 年 2 月 1 日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30 とする。
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 501 人以上のものに限る。）	40	30	30	<p>(1) 第 2 欄により算定した処理対象人員が、5,000 人以下のものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30、30 とする。</p> <p>(2) 第 2 欄により算定した処理対象人員が 5,000 人以下のものであつて、昭和 55 年 7 月建設省告示第 1292 号が適用される前のものにあつては、第 3 欄の(1)の値は 50、(2)の値は 40 とする。</p> <p>(3) 第 2 欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、20、20 とする。</p> <p>(4) 平成 18 年 2 月 1 日以後に設置されるものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30 とする。</p> <p>(5) (4)のうち、建築基準法施行令第 32 条第 3 項第 2 号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、20、20 とする。</p>
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のものに限る。）	60	50	40	<p>(1) 昭和 55 年建設省告示第 1292 号が適用される前のものにあつては、第 3 欄の(1)及び(2)の値は 70 とする。</p> <p>(2) 平成 18 年 2 月 1 日以後に設置されるものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30 とする。</p>

223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	50	30	20	(1) 日平均排水量が3,000m <sup>3</sup> 未満のものにあつては、第3の欄の値はそれぞれ同欄の順序に従い、50、30、20とする。 (2) 昭和62年6月30日以前に設置されたものにあつては、第3欄の(1)の値は50、(2)の値は40とする。 (3) 嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30、20とする。	
224	ごみ処理業	30	30	30		
225	廃油処理業	20	20	20		
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	20	20	20		
227	死亡獣畜取扱業	40	40	40		
228	と畜場	40	40	40		
229	中央卸売市場	20	20	20		
230	地方卸売市場	20	20	20		
231	試験研究機関（規則第1条の2各号に掲げるものをいう。）	20	20	20		
232	2の項から前項までに分類されないもの	(1) 他に分類されない食料品製造業	40	20	20	
		(2) その他の製造業	20	20	20	
		(3) 鉄道業	20	20	20	
		(4) 水道業（下水道業に係るものを除く。）	10	10	10	
		(5) 指定地域内事業場のし尿又は雑排水（221の項及び222の項に掲げるものを除く。）	70	30	30	
		(6) (1)から(5)までに分類されないもの	30	20	20	